

朱熹『家礼』における祠堂の機能

松崎 哲之

はじめに

朱熹『家礼』は複雑であつた儒教儀礼を簡略化し、その普及に大いに貢献した。そこで示されたものは、祖先崇拜を基軸とした冠婚葬祭の儀礼であつたが、それは仏教や道教にも影響を与え、中国のみならず、朝鮮半島、日本など、祖先崇拜を基盤とする東アジア諸地域の儀礼に対して強い影響を与えた。⁽¹⁾ 儒教は漢代以降『礼記』『曲礼上』の「礼は庶人に下らず。刑は大夫に上らず」が強調され、庶人は礼の対象外におかれた。南宋の朱熹は『家礼』を執筆すること⁽²⁾で、士大夫のみならず庶人に対しても儀礼の規範を与え、儀礼の浸透・習慣化をはかった。『家礼』に示された儀礼は様々な応用され、東アジア諸地域に普及した。それらの地域には学問としての朱子学が政治理念として利用され、社会の形成に強い影響を与えた。その一方、『家礼』

的儀礼の普及も知識人から庶人に至るまで身体を通して深く浸透し、彼らの考え方に影響を及ぼしたと考えられる。日本では、直接的な『家礼』儀礼の普及はみられないが、⁽³⁾ 近世、仏教の葬祭儀礼が普及定着し、その儀礼は日本人の意識に強い影響を及ぼしている。その儀礼のかたちは、様々な要素によつて成立しているが、なかでも儒教儀礼は多くの要素を提供している。儒教儀礼が仏教儀礼にどのような作用を及ぼし、それを通して日本社会に何をもたらしたのか、この問題を検討することは日本の社会形成を解明するにあつて非常に重要である。⁽⁴⁾ そこで、まずは『家礼』において中心的役割を担う祠堂の意義と機能について検討し、経書のどの理念を採用し、そして人々にどのようなかたちと行動を示し、それによつて何を意識づけようとしたのか明らかにしたい。

一 祖先祭祀の機能

儒教の社会秩序は、祖先を共有する者の集団である家族の秩序を基礎に置いている。そのため家族をいかに形成するのか、秩序はいかにあるべきなのか、祖先祭祀はいかにあるべきなのかなど、家族と祖先祭祀は重要な問題となっている。朱熹はそれらの問題に関する経および注釈を『儀礼経伝通解』『五宗』にまとめている。そこで、「五宗」に引かれる経と注釈からそれらの問題についてまずは検討していこう。『礼記』『大伝』によると祖先祭祀は以下のように位置づけられている。

仁を自て親に率いて、等して之れを上げて祖に至り、義を自て祖に率いて、順にして之れを下して禰に至る。是の故に人道は親を親しむなり。親を親しむが故に祖を尊ぶ。祖を尊ぶが故に宗を敬う。宗を敬うが故に族を收む。族を收むるが故に宗廟嚴なり。宗廟嚴なるが故に社稷を重んず。社稷を重んずるが故に百姓を愛す。百姓を愛するが故に刑罰中る。刑罰中るが故に庶民安し。庶民安きが故に財用足る。財用足るが故に百志成る。百志成るが故に礼俗刑る。礼俗刑りて然る後に樂しむ。

ここでは、親を親しむことを根本にして、そこから祖を尊ぶこと、宗を敬うことへと発展し、ひいては礼俗が完成し、安楽な世の中が実現するとされている。この親親・尊祖・敬宗・收族を実現する場所が宗廟であり、そこで行われる祖先祭祀こそ統治の基本とされた。だからこそ祖先祭祀の場である宗廟もまた極めて重要なのである。

ところで、「敬宗」とは、やや分かりにくい概念である。人と人が関係を結ぶ際、まず最初に接するのが父母であり、父母には仁、つまり恩愛を受けているので、「親親」は自然な感情の発露として理解できる。鄭玄は「先に恩有り」とし、この親を親しむ仁愛こそ人道の根本とする。この親を愛することは普遍的なものである。儒教は、親を親しむこと、そして、親を生み出した祖を尊ぶこと、これを理論操作し、統治理論を構築するのである。その中で登場するのが「敬宗」である。孔穎達疏には、「敬宗」について次のように説明される。

祖既に高遠なれば、由りて尊ぶべきもの無く、宗は是れ正胤なるが故に宗を敬う。

儒教では、親を生み出した祖先を尊ぶべきものとする。しかし、その尊ぶべき祖先は現世には存在していない。そこで現世において祖先とみなされる者が必要とされた。そ

れがその直系の子孫である宗子である。そして、この宗子を敬うことと、祖を尊ぶことが同定され、共通の祖先を持つ者たちが、祖先を尊ぶように、宗子を敬うとされたのである。そして、宗廟において宗子を中心に一族が集合することに、そこでの倫理が社会にまで敷衍されてゆき、結果として社会が安定するとされた。

このように、宗廟の秩序が統治の根本であるが、その秩序のあり方が「大伝」に記されている。

上、祖禰を治すは、尊を尊ぶなり。下、子孫を治すは、親を親しむなり。旁ら昆弟を治すは、族を合して以て食し、序するに昭繆を以てし、之れを別つに礼義を以てし、人道竭く。

一族には、上の祖先、下の子孫、横の昆弟、すなわち傍系の親族がいる。まずは、彼らを正しく配列することが重要とされた。誰がより尊いのか、誰により親しむのか、昭繆の順はどうなっているのか、これらを礼によって、正しく区別し、順序づけ、祭祀を実行する、これが秩序の基盤となる。それ故に宗廟では厳格な秩序づけが求められたのである。

そのため、経書解釈においても宗廟やそこでの儀礼、秩

序は繰り返し問題となった。それは、単に経書解釈にとどまるのではなく、現実の祭祀に応用するためであった。漢代には天子の廟数に関する問題が起きるが、それは経書を解釈しつつ現実に対応させるためであった。廟は本来は祖先一人に対して一つの廟とされていたが、後漢の明帝によって同堂異室の太廟に祖先祭祀の場が集約され、より現実的なものとなった。以来、紆余曲折はあるが基本的にはこの太廟制を踏襲し、⁵⁾ 現実に即しつつ様々な議論が重ねられることになった。

しかし、『礼記』「王制」には「天子は七廟、諸侯は五廟、大夫は三廟、士は一廟、庶人は寢に祭る」とされ、廟数については、身分により漸次減殺され、そもそも庶人には廟の建設は認められていなかった。理念的には、皇帝の祭祀が庶人の儀礼の規範になるとされたのであるが、それはあまりに複雑で庶人の祭祀の規範とはなり得るものではなかった。統治の基本には宗廟における祖先祭祀があり、経書解釈においてはやかましく議論されながら、それを実行できる者は支配階級に限られ、庶人についての祖先祭祀の場あり方についてはあまり議論されず、規範となり得る決定的な書物はなかったのである。統治にとつてはバランスを欠いた状況だったのである。

二 『家礼』の目的

以上のような状況であつたが、宋代になると、司馬光が『書儀』を執筆するなど、庶人の儀礼を示す書物も登場していた。朱熹はそれらを参考に『家礼』を執筆し、儒教の祖先祭祀を庶人にまで普及させようとした。しかし、儒教の經典には庶人の祭祀はそれほど記載されていない。そのような状況にあつて、『家礼』序には彼の執筆態度が次のように記されている。

独り古今の籍を究観し、其の大体の変うべからざる者に因りて、少や損益を其の間に加えて、以て一家の書^⑥を爲す。大抵名分を謹む・敬愛を崇ぶを以て之れが本と爲し、其の施行の際に至りて、則ち又た浮文を略し、本^⑥に務む。

祭礼は時代によつて変化し、また地域によつても異なつている。朱熹は多くの書物を研究し、その中から一定不變な儀礼を見出した。それは敬愛や名分を本質とする儀礼であつた。しかし、それらの儀礼を經のまま掲載したのでは実用的ではない。そこで、よけいな飾りを排除し、朱熹なりのアレンジを加え、さらには「祠堂」自注に「其の制度も亦た多く俗礼を用う」とあるように、民間の礼をも取り

入れ、より実行可能な儀礼を作り上げたのであつた。そのため、『家礼』には經書に典拠のないところや、經書を改めたところが見られる。しかし、それはより実用的な儀礼を示し、より多くの人々にそれを実施させるためであつた。また、宗廟の祭祀と同様、『家礼』においても儀礼の基本は祖先祭祀に置かれた。『家礼』冒頭の「祠堂」自注に次のように記されている。

此の章、本、合して祭礼篇に在り。今、報本反始の心、尊祖敬宗の意を以て、實に家名分の守を有^⑥つは、所以^⑥れ開業伝世の本なり。故に特に此れを著して篇端に冠し、覽る者をして先ず其の大なる者を立つる所以を知らしむ。

『家礼』は冠婚葬祭の順で儀礼が記されている。「祠堂」は当初『家礼』の最終章である「祭礼」篇の中にあつたとされる。そこから「祠堂」を分離し、冒頭に置いたとする。それは、報本反始・尊祖敬宗の心意によつて、家と名分の操守を保つこと、それこそが開業伝世の根本であるため、祖先が祀られ報本反始・尊祖敬宗を実現する場である祠堂が何よりも重要とされたからである。つまり、朱熹は人間の行動原理のひとつに祖先を敬い尊ぶことを描定していたのである。

こうして、朱熹は、祖先を尊敬することを原点とし、より実行可能な冠婚葬祭の儀礼を『家礼』で提示した。それは、序に「凡そ礼には本あり、文あり。其の家に施す者より之れを言え、則ち名分の守・愛敬の実はその本なり。冠婚喪祭の儀章度数は其の文なり」とあることからすると、まずは礼のかたちである冠婚葬祭の儀礼を広く普及させ、それによって礼の本質である名分と愛敬を人々の心に刻みつけようとしたと考えられる。そして、ひいてはそれを基本として秩序ある社会の実現を試みたのである。

三、祠堂の意義

このように朱熹は名分と愛敬を人々に植え付けようとしたが、その実現のためには、まずはそれを体現している儒教的祖先祭祀を実施させることが最重要課題であった。しかし、その実施に対して最も重要な祖先祭祀の場である廟は庶人には認められていない。そこで、「古の廟制は経に見えず、且つ今の士庶人の賤なる、亦た為るを得ざる所の者有り。故に特だ祠堂を以て之れに名づく」と「祠堂」自分で説き、祖先祭祀の場を廟ではなく、祠堂とする。しかし、朱熹はあくまでも廟としてイメージしていた。朱熹は「君子將に宮室を営まんとするに、宗廟を先と為し、厩庫

を次と為し、居室を後と為す」という『礼記』「曲礼下」の言葉をもとにして、「祠堂」を次のように書き出す。

君子、將に宮室を営まんとするに、先に祠堂を正寝の東に立つ。四龕を為り、以て先世の神主を奉ず。旁親の後無き者は、其の班を以て耐す。

朱熹は『礼記』で宗廟とされた部分を祠堂と置き換える。そして、家屋を建てる際には、まずは、正殿の東に祠堂を建てその中に四龕を設けるとする。この四つの部屋に、祖先の神主が祭られるのである。つまり、天子の太廟のミニチュア版としてこの四部屋の祖先祭祀の堂が、家屋の建設に先立って築かれるとしたのである。そこに祖先が祀られ、そこを中心にして家の礼が行われ、家族の秩序が形成されるのである。

祠堂の間取りについては、自注により次のように説明される。

祠堂の制、三間あり。外に中門を為り、中門の外に兩階を為り、皆な三級、東を階と曰い、西を西階と曰う。階下は地の広狭に隨い屋を以て之れを覆い、家衆を容れ叙べ立つべからしむ。又た遺書・衣物・祭器の庫、及び神厨を其の東に為り、繚らすに周垣を以てし、別に外門を為り、常に肩を加えて閉す。

このようにきわめて簡略に祠堂の概要が記されている。ちなみに廟については経書にはいくつかの記述があるが、比較の対象として『周礼』「冬官・匠人」を挙げてみよう。

夏后氏の世室は、堂の脩さ二七、広さは脩さを四にして一なり。五室は、三四歩、四三尺なり。九階ありて、四旁に両夾窓あり、白盛す。門堂は三の二。室は三の一。

『周礼』の記述はこのち、殷・周と続き、非常に細かく建物を規定している。さらに注と疏によつて、様々な経と比較検討され、複雑難解な様相を呈している。それに比べると『家礼』が提示する祠堂は非常に簡略である。

祠堂は太廟の小型版であるが、さらに朱熹は祠堂の小型版をも容認する。自注には次のようにある。

若し家貧しく地狭ければ、則ち止だ一間を為り、厨・庫を立てず。東西の壁下に両櫃を置立し、西には遺書・衣物を蔵し、東には祭器を蔵するも、亦た可なり。……地狭ければ、則ち序事の東に於けるも亦た可なり。

祠堂は本来は三間であるが、家が貧しく狭い場合は一間でも認める。さらに堂を建てるのが困難な場合は、序事の東でも可とする。

日本の場合、祠堂に相当するのが、仏間や仏壇であり、

祠堂よりもかなり小型化されている。日本人は小型化を得意とする民族とされる。¹⁰ 祠堂も、中井整庵とその子の竹山・履軒が記した『喪祭私説』には『家礼』の祠堂をさらに小型化し、「祠堂」としたことが記されている。¹¹ 実は「祠堂」自注にも部屋に収まるほどの祠堂も提示されている。

嫡長子に非ざれば、則ち敢えて其の父を祭らず。若し嫡長と同居すれば、則ち死して後に其の子孫、為に祠堂を私室に立て、且つ継ぐ所の世数に随い龜を為る。其の出でて居を異にするを俟ちて乃ち其の制を備う。

族人が幾世代に涉つて同居している場合、その家屋の祠堂における祭祀は嫡長子に一元化されており、族人は自らの父を祠堂で祭ることはできない。たとえば、伯父が祖の嫡長子で、父が庶子の場合、父が亡くなったとしても、その嫡子は家屋の祠堂で父を祭ることはできない。しかし、子として父は祭らなくてはならない。そこで、私室に祠堂を作り、そこで祭祀を行い、独立して家屋を建設する時に改めて祠堂を作るとする。

つまり、自らが庶子で、宗子の主催する祭祀に参加する立場にある者であっても、自らに子孫がいる場合は、死後は、その嫡子が兄弟と子孫を率いて祭祀を行う。こうして家が新たに創出される。たとえ上位の宗子の家屋に同居し

ていたとしても、それによって理念的には家として独立する。その家の象徴がその家の創始者である庶子を祭った祠堂であり、それは、その子孫の中心として機能する。祠堂は独立した家のシンボルとしてどんなに簡易であっても必要不可欠なものとされたのである。

このように庶子の子孫によって家は次々と生み出され、そのシンボルとして祠堂もまた新たに作られる。しかし、その一方で、自注には祠堂の分割は許されることが記される。

凡そ祠堂の在る所の宅は、宗子、世々之れを守り、分析するを得ず。

家の創出に伴って新たに祠堂は建設されるが、一度建てられると代々の宗子がそれを守り分割してはならない。それは、祖先祭祀を宗子に一元化することによって、家族秩序の中心をつくり、家族を維持するためであった。しかし、代を経るにつれて族員は増加し、宗子ひとりでは集団の維持が困難となる。そこで、庶子の子孫が新たに家を作り、より小さな集団で秩序を形成する。そして、その家がさらなる上位の家に従属することでより大きな集団の形成が容易なものとなる。このように家族秩序の形成に祠堂の祭祀が機能するのである。

これについても『家礼』では上記のように記すのみで、その理由は述べられていない。これも経解釈には複雑な問題がある。例えば『礼記』『喪服小記』には「庶子の祖を祭らざるは、其の宗を明らかにするなり」とあり、「大伝」には「庶子の祭らざるは、其の宗を明らかにするなり」とされ、「祖」がない。それについて鄭玄は「喪服小記」で「其の宗を尊び以て本為るを明らかにするなり」と注し、さらに「祖を祭らざるは、主に宗子庶子俱に適土と為り、祖禰廟を立つるを得る者を謂う」と、「大伝」と「喪服小記」には違いがあるとす。疏ではさらに詳細な説明がなされる。朱熹は『儀礼経伝通解』『五宗』で、これに詳細な検討し「喪服小記」の文を衍文とみなしている。

『家礼』は経典解釈の書ではない。経解釈を通じて得た経の核心を基礎にして編纂された書物である。朱熹がこの経文から得た本質は「五宗」に示される「張子曰く、宗子、既に其の祖禰を祭り、支子別に祭るを得ざるは、宗廟を嚴にして族属を合する所以なり。故に曰く庶子は祖と禰とを祭らざるは、其の宗を明らかにするなり」という張横渠の言葉である。「宗廟を嚴にして族属を合する」ため、何よりもまず、宗廟として機能する祠堂の設置が『家礼』では求められたのである。

四、祠堂における祖先と家族の配置

さて、祖先をシンボルとし、宗子を中心にして子孫が集まり、祭祀を実行することで家族が形成される。これは宗法といわれる周代の制度を参考にして作られた¹³⁾。庶子は父を祭ることとはできないが、自分が父となった場合は、死後、嫡子によって祭られ、兄弟が従うことで新たな家が形成される。嫡子（継禰小宗）が父（禰）を祭り、嫡孫（継祖小宗）が祖・禰を祭り、嫡曾孫（継曾祖小宗）が曾祖・祖・禰を祭り、嫡玄孫（継高祖小宗）が高祖・曾祖・祖・禰を祭る。それぞれの子孫が集合することで徐々に族人が増えてゆく。また、庶子の子孫によって次々と新たな小宗が生じることになる。小宗の場合は、自分を含めて五世代以内で、それ以降は親屬族関係はなくなるとされる。これらの家族のシンボルとなる祖の配置は「祠堂」自注に以下の通り示される。

大宗、及び継高祖の小宗は、則ち高祖、西に居り、曾祖、之れに次し、祖、之れに次し、父、之れに次す。継曾祖の小宗なれば、則ち敢えて高祖を祭らずして、其の西竈一を虚にす。継祖の小宗なれば、則ち敢えて曾祖を祭らずして其の西竈二を虚にす。継禰の小宗な

れば、則ち敢えて祖を祭らずして其の西竈三を虚にす。若し大宗の世数、未だ満たざれば、則ち亦た其の西竈を虚にすること、小宗の制の如し。

大宗と継高祖の小宗は、西から、高祖・曾祖・祖・禰（父）の神主を配置する。継曾祖の小宗は西を虚にして以下、曾祖・祖・禰を、継祖の小宗は西二つを虚にして祖・禰を、継禰の小宗は西三つを虚にして禰を、それぞれ配置する。代が変わると神主を一つずつ西に繰り上げる。このように祠堂では、四人の祖を祭る準備を整えておくのである。

ところで、大宗は家の創始者である始祖を祭り百世不遷とされる。始祖が高祖以内の場合は、上記のようであるが、高祖を超えた場合はここには記されていない。始祖については巻五「初祖」に、「冬至に始祖を祭る」とされ、通常の祭祀では祭らず、冬至にのみ祭るとする。上記の引用には、始祖の籠は設けられていない。親が尽きた始祖の神主は、「祠堂」後半部「題主を改めて之れを遷遷す」の自注に、「大宗の家、始祖親尺くれば、則ち其の主を墓所に蔵す」、さらに巻四喪礼・大祥の自注に「若し親尽きたるの祖有りて、其れ別子なれば、……墓所に遷して埋めず」とあるように始祖の神主は墓に遷し蔵される。また、巻五の「初祖」の自注には「祠堂を灑掃し、器具を滌濯し、神位

を堂の中間、北壁の下に設く」とある。つまり、始祖は祠堂において常時祭られるのではなく、冬至にのみ、その神位が祠堂に特設されて祭られるのである。大宗は高祖以上であつても始祖を祭り、その子孫が冬至の祠堂での祭祀と、三月上旬の墓祭¹⁵⁾に集合することで、大宗を中心とした同族意識は保たれることになるのである。

また、祠堂における子孫の配列は、自らの立場・地位を知らしめるため非常に重要である。これについても、経書には極めて詳細に記され、様々な場面での立ち位置が示されている。しかし、『家礼』では細かな経の問題を排除して、基本的な形式を提示するのみである。『家礼』の本文では、「祠堂」に、

正至・朔望には、則ち参ず。

と正至と朔望には族人が参ずることのみが記される。また、『司馬氏居家雜儀』には、

吾が家に同居したる宗族、衆多なれば、冬正・朔望に堂上に聚む。丈夫は左に処り、西を上にする。婦人は右に処り、東を上にする。皆な北向し、共に一列を為し、各々長幼を以て序と為す。

と、やや具体的に家人の配列が提示される。男性は、左、つまり東側¹⁶⁾に西から長幼の順で北を向いて並び、女性は、右

西側に東から夫の長幼の順¹⁷⁾に北を向いて並び、これが基本的な形である。しかし、これでは長幼の序しか提示できず、世代の区別ができない。さすがに、これではあまりにも簡易すぎる。そこで「祠堂」自注では、やや詳細に族人の配列が記される。

主人以下、盛服して門に入り位に就く。主人は阼階の下に北面す。主婦は西階の下に北面す。主人に母有れば、則ち特に主婦の前に位す。主人に諸父諸兄有れば、則ち特に主人の右少し前に位し、重行は西を上にする。諸母・姑・嫂・姊有れば、則ち特に主婦の左少し前に位し、重行は東を上にする。諸弟は主人の右、少し退るに在り。子孫・外執事者は、主人の後に在りて、重行は西を上にする。主人の弟の妻、及び諸妹は主婦の左少し退るに在り。子孫の婦女・内執事者は、主婦の後に在りて、重行は東を上にする。立定まる。

まず祭祀において重要な人物は、主人である宗子と、その妻の主婦である。「適子・庶子は祇みて宗子宗婦に事う」(『禮記』「内則」)と、祭祀の主催者である主人(宗子)に族人が従い、そして主婦に女性が従うことにより、秩序の基本が示される。そのため、「宗子、七十と雖も、主婦無きこと無し」(『禮記』「曾子問」)というように宗子には

主婦が必要不可欠とされた。

そして主人が祖先を前にして、阼階つまり東の階段の下に北向きに立ち、主婦が西階の下に北向きに立つ。そして、男性は主人を要として、父祖の世代は前列に、子孫の世代は後列に西を上位にして並ぶ。同様に女性は主婦を要として、前列には諸母・姑・嫂・姉らが東を上位にして並ぶ。

後列には、主婦より目下の女性たちが並ぶ。これにより長幼と尊卑の序が示される。しかし、いざ、これを実行に移そうとすると、さらに詳細な説明が必要となる。経には細則は数多く記されている。にもかかわらず、『家礼』では、中心に宗子と宗婦がいて、宗子の前列が尊、後列が卑、中心から外にむかって、長幼が並ぶことしか示されていない。経書解釈に必須の昭穆という言葉すら『家礼』には使われていないのである。それは、あまり細かく配列を規定してしまうと、それに縛られかえって実用的ではなくなる。実際に資するには基本形のみを示し、細かな点は俗習や地の広狭など、祭祀を実行する側の実情に合わせる、そのようにしたほうが、より現実的だからである。

最後に祠堂に対して族人がすべきとされたことを確認しておこう。それは「祠堂」章の後半に記されている。

祭田を置く。主人、晨に大門の内に謁す。出入には必

ず告ぐ。正至・朔望には則ち参ず。俗の節には則ち献ずるに時食を以てす。事有れば則ち告ぐ。或いは水火盜賊有れば、則ち先に祠堂を救い、神主・遺書を遷し、次いで祭器に及び、然る後に家財に及ぶ。世を易うれば、則ち題主を改めて之れを遞遷す。

これらに対して自注で少し詳細な説明が加えられているが、いずれにしても経書に較べるとただし書き程度のものであり、その実行はたやすい。実は「祠堂」本文は先に引用した箇所を含めて、これですべてである。つまり、朱熹の意図するものが、これらの行為の中に凝縮していると言える。これらの事柄にどのような意義があり、また、どのように変容して伝播し、現実の社会にどのような影響をあたえていたのか、今後検討していくことにしたい。

おわりに

『家礼』は名分や愛敬という朱子学の理念を社会に実現させるために記された書物である。朱熹は、この書によってその理念を容易に実現するための、冠婚葬祭のかたちと行動を示した。そのため、昭穆など経書解釈には極めて重要な概念でも、実用の妨げとなるものは排除し、祠堂や龕など儒教經典にないものでも、当時の日常に存在し、実用

に資するものは利用された。そうして示されたかたちと行動の基本は、祖先を前に、宗子を中心として、子孫が秩序だつて並び、祖先と宗子を尊敬することであつた。そのためには族人が集まり祖先祭祀をする空間、祠堂が必要とされた。祠堂は、祖先を尊崇するという人々の宗教心を利用して、家族とその秩序を形成し、社会秩序の基盤を築こうとする朱熹にとつて必須アイテムであつたのである。そのため、基本的なかたちを提示するものの、さらなる簡易なものも容認したのであつた。

そして、祠堂において嫡が祭祀を掌り、庶が従うことを基本として、繼禰の小宗、繼祖の小宗、繼曾祖の小宗、繼高祖の小宗を中心とした強固な集団が形成され、さらには始祖を祭る大宗を中心としたさらなる大集団のゆるやかな同族意識が形成される。

また、祠堂での族人の配列は本来は厳格に決められなくてはならない。しかし、本文では、長幼の別しか示されておらず、注であつてもそれに尊卑の別が加わるのみで、極く基本的なことしか述べられていない。つまり、まずは長幼、できれば尊卑が分かるように並び、その他は家の実情にあわせればよいのである。祖先を前にして秩序だつて並び、祖先と宗子に対して敬意ををらう。何よりもそれを実

行させることが重要なのである。そして、このような祭祀を何度も繰り返すことによつて、名分・愛敬という理念が自然なものとして脳裏に焼き付けられることになる。『家礼』で示された儀礼は、変化に堪え得るように設計され、それを実行した人々の心の中に、統治理念をこつそりと忍ばせる機能を果たしたのである。

注

(1) 『家礼』研究の現状については、吾妻重二「儒教儀礼研究の現状と課題——『家礼』を中心に——付・『家礼』関係研究文献リスト（中国、朝鮮・韓国、ヴェトナム、日本）」（吾妻重二・二階堂善弘編『東アジアの儀礼と宗教』、雄松堂出版、二〇〇八、参照。

(2) 『家礼』の作者については古来問題とされているが、近年吾妻重二「朱熹『家礼』の版本と思想に関する実証的研究」（平成12年度—14年度科学研究費補助金・基盤研究(C)）(2) 研究成果報告書、二〇〇三)によつて、『家礼』の作者は朱熹であることが確実視された。本稿では朱熹の著作として『家礼』を扱う。

(3) 日本においても水戸藩・高松藩などでは儒礼による祭祀は行われていた。また、近年では、大久保紀子「稲葉黙齋の『家礼』による啓蒙の試み」（『お茶の水女子大学人文科学紀要』五六、二〇〇三）、田世民「近世における『文公家

礼』に関する実践的言説——崎門派の場合』（『日本思想史学』三七、二〇〇五）などにより、日本における『家礼』の影響も指摘されているが、それらは限定的であり、ほとんどの人々は寺によって葬儀・追善供養が行われていた。

(4) 近世における日本社会の秩序の形成と仏教の葬祭儀礼との関わりについては、拙論「近世日本における葬祭儀礼に関する一考察」（堀池信夫『宋学西遷Ⅱ——中国イスラム哲学の形成——』、平成20年度・平成21年度科学研究費補助金（基盤研究）（B）研究成果報告書、二〇一〇）で、その概観を検討した。参照。

(5) 漢代から唐代にかけての宗廟の問題については、金子修一『古代中国と皇帝祭祀』（汲古書院、二〇〇一）参照。

(6) 『家礼』の底本には、『朱子全書』（上海古籍出版社・安徽教育出版社、二〇〇二）所収本を用いた。

(7) 『家礼』は、しばしば単なる儀式の Handbook として見られることがある。たとえば李承妍「朝鮮における『朱子家礼』の受容および展開過程——金長生の『家礼輯覽』を中心に——」（『朝鮮学報』一五三、一九九四）では、『朱子家礼』は、周知のように礼の本質を究明した理論書ではなく、儀式の順序や行い方を明記した、一種のシナリオである」と述べられている。『家礼』は確かに「シナリオ」であるが、そのシナリオを演じることによって、名分や愛敬という理念を植え付けようとしたのである。

(8) 祠堂については、吾妻重二「近世宗族研究における問題

点——祠堂・始祖祭祀・大家族主義」（『宋代思想の研究——儒教・道教・仏教をめぐる考察——』、関西大学出版部、二〇〇九）、参照。

(9) 龕とは部屋のことであるが、儒教經典にはみられない。龕は朱熹以前より仏教や道教の經典に使われているので、そこからの影響だと考えられる。

(10) 李御寧『縮み』志向の日本人（学生社、一九八四）参照。
(11) 高橋文博「喪祭私説」における「家礼」受容——徳川儒教における仏教批判の方向」（『近世の死生観 徳川前期儒教と仏教』、ベリかん社、二〇〇六）、参照。

(12) 『儀礼経伝通解』「五宗」の『礼記』「内則」「適子庶子、祗事宗子宗婦……」では、呂大臨の言葉として、これを引用している。『東萊呂太史別集』巻第一「宗法」にこの言葉があり、そこには張横渠先生「礼記解」からの引用とされている。

(13) 宗法については、清水盛光『支那家族の構造』（岩波書店、一九四六年）、牧野巽『近世中国宗族研究』（日光書院、一九四九年）、井上徹『中国の宗族と国家の礼制』（研文出版、二〇〇〇年）などを参照した。また吾妻氏も注（8）の論文において宗族研究をめぐる問題点について論じている。私も拙論「浙東の礼学——萬斯大『学礼質疑』の世界像——」（『日本中国学会報』六〇、二〇〇八）で検討したが、宗法の解釈は様々であり、萬斯大も家礼的には解釈しているものの、朱熹とは微妙な点で異なっている。個別現実的

な宗族的家族の形成と経書の宗法解釈の関連については、
なお検討すべき課題である。

(14) (8) に掲げた吾妻氏論文では、親が尽きた始祖以下の神
主については墓に埋めるとしている。しかし、このように
始祖の神主は墓に埋めずに蔵するとされ、それ以外の親が
尽きた神主については、「祠堂」自注に「其の第二世以下の
祖の親尽きたる、及び小宗の家の高祖の親尽きたるには、
則ち其の主を遷し之れを埋む」、また「大祥」自注に「其れ
支子なるや、……若し親皆な尽きれば、……兩階の間に埋
む」とあり、蔵すと埋めると分けて記されている。

(15) 『家礼』巻五「墓祭」に「三月上旬、日を擇ぶ」とある。

(16) 『家礼』「祠堂」自注に「凡そ屋の制、何れに向背するか
を問わず。但し、前を以て南と為し、後を北と為し、左を
東と為し、右を西と為す。後、皆な此れに放う」とある。

(17) 「司馬氏居家雜儀」自注に「婦は夫の長幼を以て序と為し、
身の長幼を以て序と為さず」とある。

(常磐大学)